

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
ひきこもり研究所規程

規程第 15 号

第 1 条 特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会定款第 4 条に基づく KHJ ひきこもり研究所（以下、研究所という。）は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 研究所は、特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会が実施する研究事業の企画・実施、並びに特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会が実施した調査データの使用管理を行う。（データの使用に関しては使用目的について理事会の承認を得る）

第 3 条 研究所は、以下の研究員で組織する。

- 2 所長は、理事の中から理事長が指名する。
- 3 所長の任期は、理事の在任期間とする。
- 4 所長指名の副所長を置くことができる。
- 5 研究員は、所長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 6 副所長、研究員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

令和 5 年 4 月 27 日 改正